

議員提出第4号議案

足立区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成21年5月29日

提出者

足立区議会議員	新井英生
同	たきがみ明
同	吉岡茂
同	白石正輝
同	加藤和明
同	秋山ひでとし
同	古性重則
同	前野和男
同	あかし幸子
同	きじまてるい
同	鈴木けんいち
同	高山延之
同	ぬかが和子
同	米山やすし

足立区議会議長 くじらい 光治 様

(提案理由)

効率的な議会運営等を行うため、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

足立区議会委員会条例の一部を改正する条例

足立区議会委員会条例（昭和31年足立区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「属しない事項」の次に「（予算委員会の所管に属するものを除く。）」を加え、同条に次の1号を加える。

（7） 予算委員会 25人

予算に関する事項

第2条に次の2項を加える。

2 議員は、前項第1号から第6号までに規定する常任委員会のいずれか一の委員とならなければならない。

3 議員は、二を超える常任委員となることができない。

第4条第2項中「14人」を「13人」に改める。

第6条第1項中「の選任は、議長の指名による」を「は、議長が会議に諮って指名する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第6条第2項中「あるときは、」の次に「会議に諮って」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

第6条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項ただし書の規定により委員を指名したとき及び前項ただし書の規定により委員の委員会の所属を変更したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

第12条（見出しを含む。）中「議会運営委員及び特別委員」を「委員」に改める。

第13条第2項及び第16条中「あつた」を「あった」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。